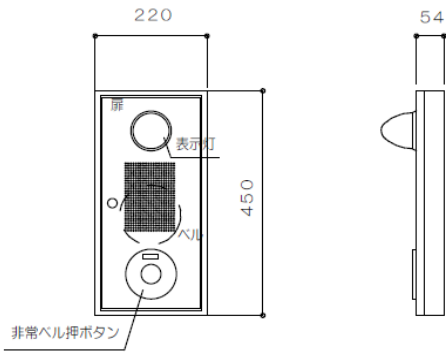


件名：千代田放課後児童会施設整備工事(工事番号:65)

	図番	質疑	回答
1	図面番号 E-02 E-03	消防非常警報装置の姿図の記載がないのでご教授願います。 消防非常警報装置を設置するにあたり、消防への届出も必要でしょうか？	下記姿図を参照。  <p style="text-align: center;">非常警報装置総合盤 姿図</p> 設置届けにおいては必要であり、電気設備特記仕様書のとおり、消防法により施工し、消防本部の検査合格をもって竣工とする。
2	図面番号 E-02 E-03	防犯非常警報装置と消防非常警報装置の配線が、設計書では2.7mと記載されていますが、隣の児童室の機器までの渡り配線と考えてよろしいでしょうか？ 又、配線図の記載がないので詳細図面をご教授願います。	宜しい。 既存配線同様にHP1.2-6C(PF22)で配線するものとする。
3	図面番号 E-03	電話設備の電話保安器2.0(CP19)は、新設と考えてよろしいでしょうか？ 又、本整備児童室のみ空配管敷設と考え、配線工事は別途工事と考えてよろしいでしょうか？ 隣の児童室への空配管工事も別途と考えてよろしいでしょうか？	図示の電話保安器2.0(CP19)は既存物であるため、新設の必要はなし。 電話配線については、隣の児童会室も含め空配管(PF管)敷設までとする。